

島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

1. オンライン資格確認等システムによる限度額適用認定証等の運用方法について

マイナンバー制度による「オンライン資格確認等システム」が本格稼働となりました。

※ 予めマイナンバーカードの取得と保険証利用の申し込みが必要です

これにより、医療機関等窓口での高額な支払いとなる場合、これまで「限度額適用認定証（事前に申請が必要）」を提示することで支払いが一定の限度額（自己負担限度額）までに抑えられておりましたところ、マイナンバーカードによる資格確認により限度額が確認でき証の提示が不要となりました。

本組合では、オンライン資格確認等システムの本格稼働に対応するために、マイナンバーで被保険者全員の税情報等を確認させていただき、全被保険者に対して限度額適用区分を設定しますので、ご理解とご協力をお願いします。 ※毎年7月中を定期として全被保険者対象に設定します

医療機関等は、オンライン資格確認等システムの利用により、本人の同意を得たうえで適用区分をシステム画面から確認できるようになります。

○該当となる証類

1. 国民健康保険限度額適用認定証
2. 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
3. 国民健康保険特定疾病療養受療証（慢性腎不全等の方）

○注意点ほか

- ・ 医療機関等がオンライン資格確認等システムの対応ができていない場合は、これまでと同様に限度額適用認定証を求められる場合がありますので、必要な方は従来通り当組合までご連絡いただき証交付の申請手続きを行ってください。
- ・ 高額療養費の自己負担限度額は当組合のしおり並びにHPに掲載しております。

2. 国民健康保険組合の被保険者に係る課税標準額の調査（通称「所得調査」）について

今年度、標記（令和4年6月13日付保国発0613第1号：厚生労働省国民健康保険課長発出）により、全組合を調査対象として実施することとなりました。

今回は、令和4年5月1日現在の組合員・准組合員（約1,250人）について、国が抽出した約750人が調査対象者となります。

調査方法につきまして、前回調査（平成26年度）では調査対象となられた皆様に課税所得証明書等を入手のうえ組合に提出いただいておりますが、コロナ禍において調査対象者の皆様に証明書取得のご負担を軽減したいこと、また調査書の県当局提出が9月15日までとなっており時間的余裕がないことから、この度はマイナンバーによる情報連携での調査を採用させていただきます。前記の「1. オンライン資格確認等システムによる限度額適用認定証等の運用方法について」で取得しました税情報を利用させていただきますので、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

3. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

～まずは医師国保組合事務局にご照会ください～

本組合は、「新型コロナウイルス感染症」に係る感染等の影響に対して、組合規約第16条「傷病手当金」において、事業所から給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等での症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することが出来なかった期間に

ついて傷病手当金の支給することと規定しております。〔理事専決(R4.6.10)適用期間の変更〕

本傷病手当金の支給を受けるためには以下の要件で申請が必要となります。申請様式の請求や記入方法など、ご不明な点は医師国保組合事務局までお知らせください。

申請様式は組合のホームページにも掲載しております。

1. 支給を受ける条件

- 1) 新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われる被保険者
- 2) 被保険者区分：組合員、准組合員（支給額算定に必要な継続した3月間の給与等の支払いを受けている方）
- 3) 3日間連続で仕事を休み（待機期間完成*）、4日目以降も休んでいること（待機期間完成に要した3日間に対しては支給されません）

2. 適用となる期間及び支給対象日

- 1) 適用となる期間は、**令和2年1月1日から令和4年9月30日まで**の間。
- 2) 支給対象日は、療養のため労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日。但し、入院が継続する場合等は支給を始めてた日から起算して最長1年6ヶ月まで。

3. 支給額

1日当たりの支給額 (直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷就労日数×(2/3))	×	支給対象となる日数	=	支給額
---	---	-----------	---	-----

※ 1日当たりの支給額については、社会保険の最高等級の標準報酬月額額の1/30に相当する金額（令和2年3月末現在、最高等級の標準報酬月額139万円：日額30,887円）を超える時は、その金額とする。

※ 給与の全部や一部を受けた場合は、支給額の調整や不支給となる場合があります。

4. 支給申請様式

- 1) 国民健康保険傷病手当金支給申請書（組合員・准組合員 記入用）
 - ✦ 該当者・振込口座・受領委任等を記入して下さい。
- 2) 同（被保険者記入用）
 - ✦ 医療機関への受診状況・休んだ期間等を記入して下さい。
 - ✦ 医療機関を受診していない場合は、事業主の証明が必要です。
- 3) 同（事業主記入用）
 - ✦ 無給休暇の日・直近3ヶ月間の出勤状況・賃金支給状況を記入して下さい。
- 4) 同（医療機関記入用）

※各保健所から発行される「宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）」等が代用できます。

- ✦ 受診した医療機関に提出して、受診日・症状・所見等を記入してください。
- ✦ 支給額算定のために受診した医療機関ごとに必要です。
- ✦ 診断書に記載があれば代用できます。

5. その他

- 1) 同一期間において組合規約第16条(傷病手当金)との併給はできません。また、国の財政支援制度の適用を受けるため、その他の国等の制度との併給もできないことがあります。その場合、支給額が調整されることがあります。
- 2) 業務に起因した感染等の場合は、当該傷病手当金ではなく、原則として労災保険の対象となります。労災保険の休業補償給付を受けている期間中は、傷病手当金は支給されません。

- 3) 個人事業所や法人事業所の事業主に対しては、国の「持続化給付金」等の支援を受けられる場合があります。

*** 待期期間完成の考え方**

凡例 休：無給休暇、有：有給休暇、公：土日祝や定休日等の事業所で定められた休暇、出：出勤

例1) 3日間連続して仕事を休んだ場合 ○ 待期完成



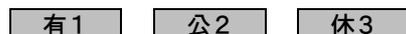
例2) 3日間連続して仕事を休んでいない場合 × 待期未完成



例3) 出勤を挟み、その後3日間連続して仕事を休んだ場合 ○ 待期完成



例4) 公休日、有休日3日間連続して仕事を休んだ場合 ○ 待期完成



4. 新型コロナウイルス感染症に係る自家診療の自粛について（お願い）

依然として感染拡大が続いている「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「コロナ」）」ですが、一部の組合員の先生方から、自院の医師国保組合被保険者（特に従業員）に対し、“PCR検査などコロナ関連診療を行った場合の保険請求は出来ないか”とのお問い合わせが多くあります。

本組合では、「運営規程 第13条（自家診療）」により「組合員が、自家において、当該組合員、被保険者である家族又は准組合員を診療した場合は、療養の給付を行わない。」としております。

新型コロナウイルス感染症への対応として、①国の財政支援による傷病手当金支給要件の拡大を行っていること（前記）、②組合員が自家診療の自粛要件を遵守されていることから、一部認可という特例に公平性の担保が出来ないのではといったことから、本件につきましても同様の対応とさせていただきます。

医療提供体制の確保や、自院外で検査を行うことの感染拡大リスクの軽減など、事情はお察しいたしますが、どうかこの趣旨にご賛同のうえご協力賜りますようお願い申し上げます。

本組合は、医療保険者でありながら医療提供者でもある組合の特殊な事情を慮り、健全な事業運営を行う上で「自家診療の自粛」は必要な措置であるとして設立当初から規定し遵守いただいております。他の医療保険者より安価な保険料設定等を守るための医師国保組合特有の仕組みであります。これは、他の医師国保組合でも同様の考えで自家診療の自粛をお願いされておりますことを申し添えます。

【補足】自家診療における制限

- ① 組合員が自己に対して療養を行ったとき
- ② 組合員がその世帯に属する被保険者に対して療養を行ったとき
- ③ 組合員が当該組合員に雇用されている従業員に対して療養を行ったとき
- ④ 同一保険医療機関（分院を含む）において、他の医師が当該組合員及びその世帯に属する被保険者に対して療養を行ったとき
- ⑤ 同一保険医療機関（分院を含む）において他の医師が、開設者である組合員に雇用されている従業員に対して療養を行ったとき

～ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ～

島根県医師国民健康保険組合 Tel : 0852-26-3100 URL : <https://shimane-ikokuho.or.jp>